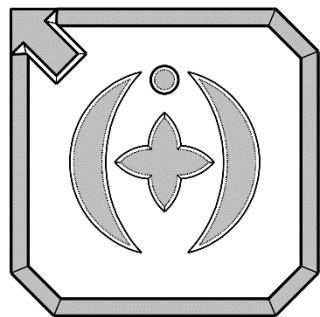
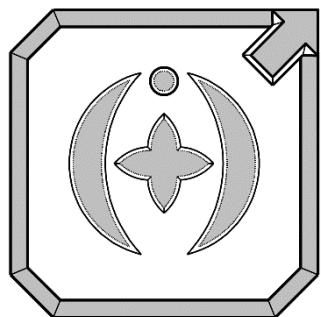
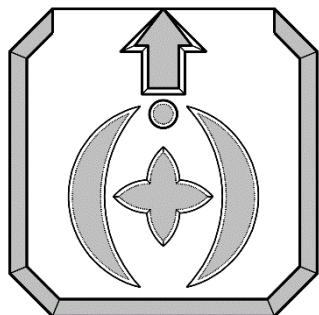


千葉市水路境界標に関する

仕様書



令和7年9月

千葉市建設局

第1章 総則

1 適用範囲

この仕様書は、法令等に基づき本市が管理する水路用地とこれらに隣接する土地との境界を明示する千葉市水路境界標について適用する。

第2章 コンクリート杭

2 構造・機能及び寸法

- 1) コンクリート杭（以下「杭」という。）の構造及び寸法については別図1のとおりとする。
- 2) 杭の寸法の許容差は、頭部辺長が±3mm、長さが±5mmとする。
- 3) 境界点の位置表示、市章及び文字は、容易に摩耗、変形、損傷などで消滅してはならない。

3 品質

3.1 外観

杭の外観は、使用上支障となる、きず、ひび割れ、欠け、反りねじれ及びひけがあってはならない。

3.2 性能

杭の性能は表1に示すとおりとする。また、素材のコンクリートには環境基準を超える有害な物質を含んではならない。

表1－杭の性能

性能項目	数值
水セメント比（質量）%	50以下
圧縮強度 N/mm ²	18以上

4 試験方法

4.1 外観

外観試験は、目視によって行う。

4.2 寸法測定

杭頭部辺長及び長さはどちらも最小読みとり 1 mmで測定する。

4.3 性能試験

4.3.1 水セメント比

バッチごとに、配合又は調合したときの使用水量及びセメント量を計算し、それらの計量値の割合を質量比で求める。

4.3.2 圧縮強度

圧縮強度の試験は、JIS A 1108 により実施する。

5 検査

5.1 一般

製品の検査は、形状検査と性能検査とに区分して行う。

5.2 形状検査

形状検査は、4.1 及び 4.2 に従って行い、2 及び 3.1 に適合しなければならない。

検査品の個数及び検査の頻度は、別途協議すること。

5.3 性能検査

性能検査は、4.3 に規定する試験を行い、3.2 に適合しなければならない。

検査品の個数及び検査の頻度は、合理的な方法で製造業者が決定する。

第3章 金属標（ボルト）

6 形状・機能及び寸法

- 1) 金属標（ボルト）の形状及び寸法については別図2のとおりとする。
- 2) 金属標（ボルト）頭部の寸法許容差は、辺長が $\pm 1\text{ mm}$ 、厚みが $\pm 0.3\text{ mm}$ とし、ボルトの寸法許容差は、長さが $\pm 2\text{ mm}$ 、径が $\pm 1\text{ mm}$ とする。
- 3) 設置用ボルトは着脱式とする。
- 4) 境界点の位置表示、市章及び文字は、容易に摩耗、変形、損傷などで消滅してはならない。

7 品質

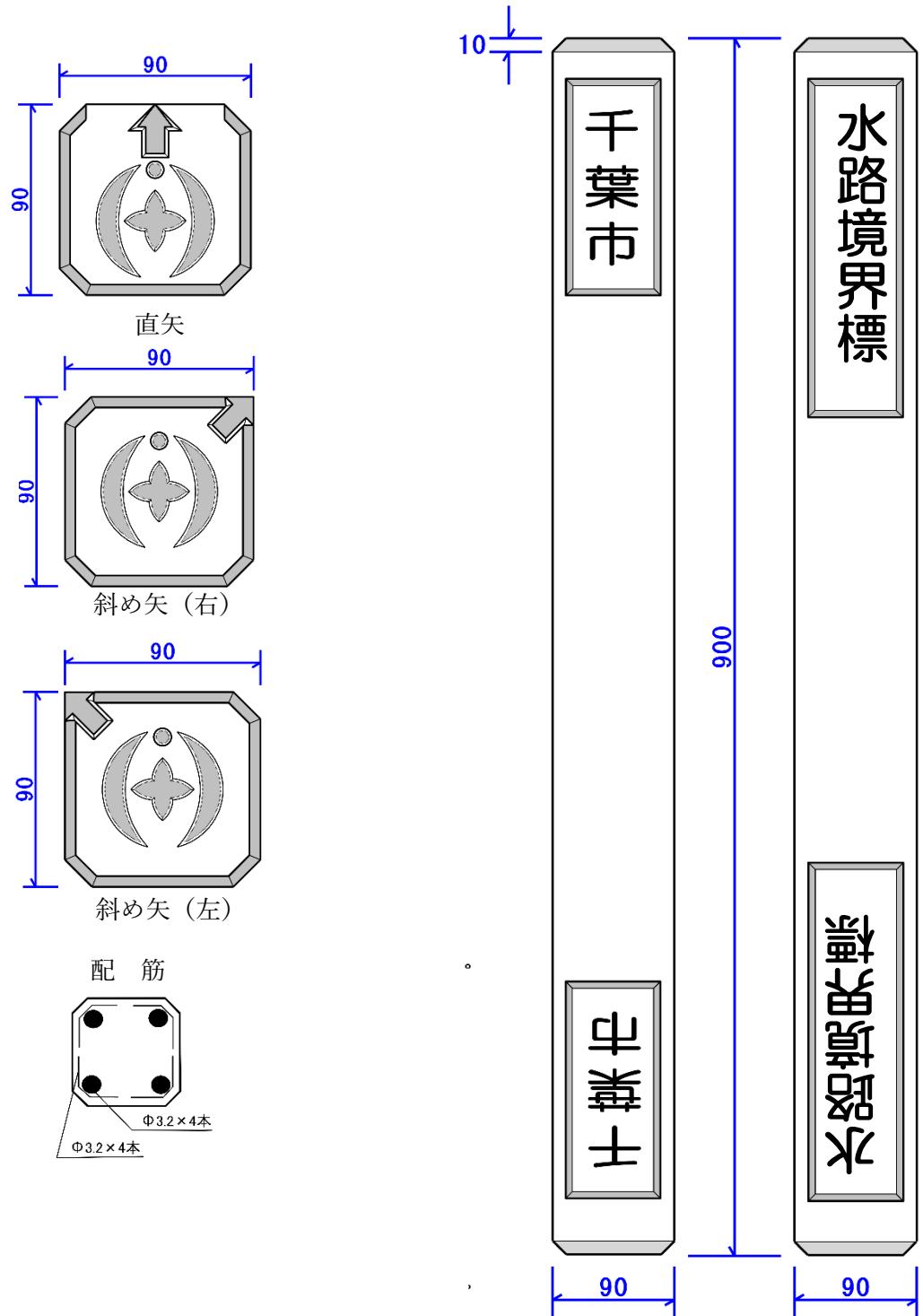
7. 1 外観

金属標（ボルト）の外観は、頭部上面に著しいきず、ぱりなど標識としての機能に影響を与える変形があってはならない。

7. 2 材質

- 1) 金属標（ボルト）の頭部の材質は、真鍮製（鍛造用黄銅棒 C3771BE (JIS H 3250 準拠)）とする。
- 2) 設置用ボルトは鋼製（SS400）とし、表面処理は JIS H 8610 に規定する 1 級の電気亜鉛メッキ、又はこれらと同等以上の防錆処理を施すこと。

別 図 1 (全3種)



別 図 2 (全2種)

